



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 規 則

○市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合を定める規則（九・市町村課）……………1

## 規 則

市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合を定める規則をここに公布する。  
平成二十一年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第九号

市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合を定める規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）別表第七十二の三の二の備考の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 申請者が早急に渡航する必要がある、かつ、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められる場合
- 二 申請者が旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三十条第一項各号のいずれかに該当する場合
- 三 申請者がやむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合

### 附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄